

特定非営利活動法人武蔵丘スポーツクラブ寄付金規定

当法人では、本規定により、寄付金制度を設けております。

第1条（定義）

- 1 寄付金は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的とします。
 - (1) 教室・イベント運営のための経費
 - (2) 事務所運営のための経費
 - (3) その他法人の運営のための経費
- 2 寄付は、一口5,000円とし、現金又は有価証券で受け入れます。

第2条（受け入れ条件）

- 1 次の各号に掲げる条件が付されている寄付金は受け入れることが出来ません。
 - (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
 - (2) 寄付金の使用について、寄付者が個別に用途の検査を行うものとする。
 - (3) 寄付金申し込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (4) その他、当法人運営上支障があると認められるもの。
- 2 寄付金の受け入れに関しては、寄付者の意向を伺い、当法人においては、その意向を尊重して使用することに努めます。

第3条（寄付金の申し込み）

寄付金を希望される方は、所定申込書に記入の上、お申込みください。

第4条（受け入れ決定）

当法人は、寄付金の申し込みがあったときは、申込者の意向を聞き、法人運営上有意義であり、かつ、法人の運営に支障を来さないと認められるものについて、受け入れるものとします。

第5条（礼状等の送付）

当法人は、寄付金が納付された時は、寄付者に礼状および領収証書を送付いたします。

第6条（その他）

この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、法人が別に定めます。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人武蔵丘スポーツクラブ寄付金申込書

申し込み年月日	平成 年 月 日
ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
携帯番号	
メールアドレス	
口数	

特定非営利活動法人武蔵丘スポーツクラブ寄付金規定に同意します。